

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月20日
【会社名】	ピクセルカンパニーズ株式会社
【英訳名】	PIXELCOMPANYZ INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷川 直哉
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木 3 丁目 1 6 番 1 2 号六本木K Sビル5階
【電話番号】	070-1552-5014
【事務連絡者氏名】	取締役 柳世 和大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木 3 丁目 1 6 番 1 2 号六本木K Sビル5階
【電話番号】	070-1552-5014
【事務連絡者氏名】	取締役 柳世 和大
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、2026年4月21日開催の取締役会において、株式の併合を目的とする株主総会の招集を決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株式の併合の目的

当社は2025年12月16日東京証券取引所より上場廃止決定を受け、2026年1月16日上場廃止となりました。非公開化後の経営効率を向上させ、株主管理コストの適正化を図るため、株式の併合を行うものです。

(2) 株式の併合の目的

当社普通株式50株を1株に併合します。

(3) 株式の併合に伴い1株に満たない端数が生ずる場合の処理方法及びその株主に交付することが見込まれる金銭の額

本株式併合により1株未満の端数が生じる場合には、会社法第182条の4及び第185条の5等の規定に基づき、その端数の合計数を一括して売却（当社による買取を含みます。）し、その売却代金を、端数が生じた株主の皆様に対してその端数の割合に応じて交付します。

この代金額については、併合前普通株式1株あたり1円とします。第三者算定期間の企業価値評価を受けたところ当社株価評価はマイナスとなるとの結果を踏まえ、株主の利益を不当に害することのない価格として決定したものです。

(4) 効力発生日

2026年5月13日